

公益社団法人 三田市シルバー人材センター

シルバー団体傷害保険及び賠償保険の費用負担に関する要綱

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人三田市シルバー人材センター（以下「センター」と言う。）の正会員（以下「会員」と言う。）が、傷害及び賠償保険の費用負担を行うことに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(負担する保険の内容)

第2条 会員は、センターが加入する、シルバー団体傷害保険及び、賠償保険に関する保険料の一部を負担するものとする。

(負担金の額)

第3条 年度毎に、会員1人当たり1,000円の負担とする。

(負担の対象)

第4条 単月の配分金の総額が、1,000円以上となった会員とする。

(負担金の納入)

第5条 負担金は、配分金から控除して納入する。

(委任)

第6条 本要綱に定めるもののほか、保険料の費用負担に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月25日より施行する。